



# 活動報告

## 法務総合研究所国際協力部

---

2021年6月12日(土)

第22回法整備支援連絡会



# ICDによる技術支援の主な内容（一覽）



## ウズベキスタン

～協力開始(2001年)～

- ・倒産法注釈書作成支援(2007年刊行)
- ・行政訴訟法・行政手続法の運用等に関する支援
- ・犯罪白書作成支援
- ・民法・民事訴訟法の運用等に関する支援

## ウズベキスタン, キルギス, カザフスタン, タジキスタン

・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施(2008年～2013年)

## ネパール連邦民主共和国

～協力開始(2009年)～

- ・民法起草支援(2018年8月施行)
- ・民法解説書・リーフレット作成支援
- ・民法・刑事関連法に関する運用支援
- \* 新刑法・刑訴法・量刑法も2018年8月施行

## バングラデシュ人民共和国

～協力開始(2016年)～

- ・裁判所能力強化(調停等)支援

## カンボジア王国

～協力開始(1996年)～

- ・民法起草支援(2007年公布)
- ・民事訴訟法起草支援(2006年公布)
- ・法律人材育成支援
- ・民法・民事訴訟法運用改善支援
- ・長期専門家を派遣中

## スリランカ民主社会主義共和国

～協力開始(2019年)～

- ・刑事司法機能改善



## ミャンマー連邦共和国

～協力開始(2013年)～

- ・法律人材育成支援
- ・制度構築支援(知財裁判, 調停)
- ・執務参考資料作成支援
- ・長期専門家を派遣中



## モンゴル国

～協力開始(2004年)～

- ・調停制度強化支援(～2015年)
- ・商事関連法改善



## 中華人民共和国

～協力開始(2007年)～

- ・民事訴訟法, 民事関連法改正支援
- ・行政訴訟法, 行政関連法改正支援
- ・権利侵害責任法(2009年公布)
- ・涉外民事関係法律適用法(2010年公布)
- ・改正民事訴訟法(2012年公布)



## ラオス人民民主共和国

～協力開始(1998年)～

- ・民事判決書マニュアル作成支援(2006年刊行)
- ・民法・商法教科書作成支援(2007年完成)
- ・民事訴訟法・刑事訴訟法ハンドブック作成支援(2014年刊行)
- ・法律人材育成支援
- ・民法起草支援(2020年5月施行)
- ・長期専門家を派遣中



## ベトナム社会主義共和国

～協力開始(1994年)～

- ・民事訴訟法起草, 改正支援(2004年, 2011年, 2015年公布)
- ・破産法改正支援(2004年, 2014年公布)
- ・民法改正支援(2005年, 2015年公布)
- ・民事判決執行法起草, 改正支援(2008年, 2014年公布)
- ・国家賠償法起草支援(2009年, 2017年公布)
- ・刑事訴訟法改正支援(2015年公布)
- ・検察官マニュアル作成支援(2007年刊行)
- ・民事判決書標準化・判例整備支援
- ・司法機関等(裁判所, 検察庁等)の能力改善支援
- ・行政訴訟法支援(2010年公布)
- ・法令審査支援
- ・長期専門家を派遣中



## 東ティモール民主共和国

～協力開始(2008年)～

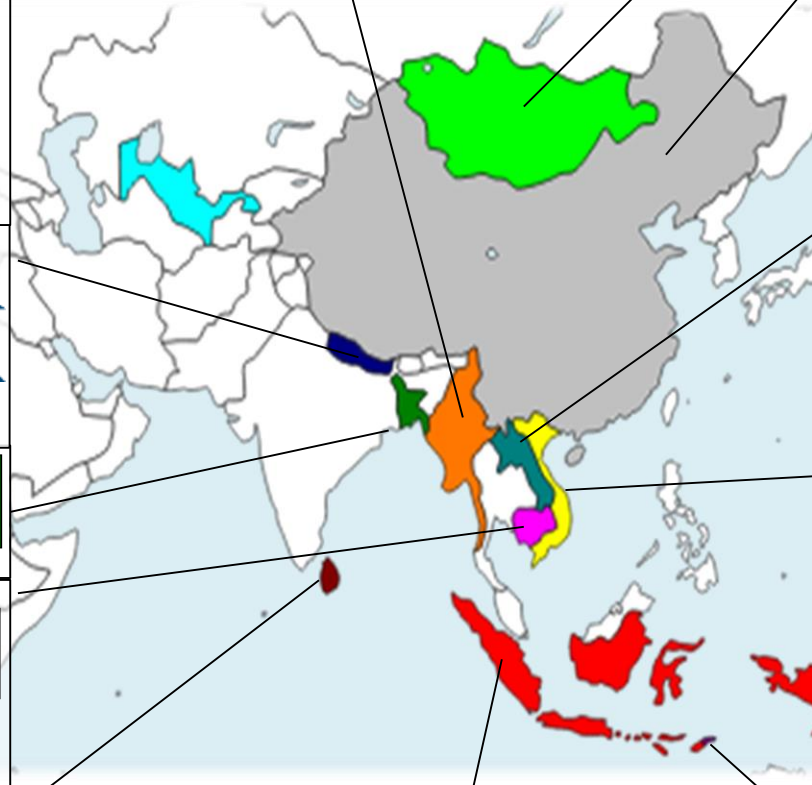
- ・法案起草能力向上支援(近時は土地, 司法制度関連)
- ・刑事施設等運用能力向上支援(UNAFEI)



## インドネシア共和国

～協力開始(1998年)～

- ・和解・調停制度強化支援
- ・裁判官養成制度に関する支援
- ・知財制度強化, 法的整合性向上に関する支援
- ・長期専門家を派遣中



(注)長期専門家に関しては, 法務省からの派遣のみを記載

# JICAプロジェクト等への協力 (本邦研修, セミナー, 専門家派遣等)



## 〈ベトナム〉

- ・法令の整合性確保, 統一的運用・適用の制度整備等(～2020年12月)
- ・法規範文書制度の質及び効果的な執行の向上支援(2021年1月～ 新規プロジェクト)



## 〈カンボジア〉

民法・民事訴訟法運用改善(不動産登記規定・執行官法等の起草, 裁判文書書式例の作成, 判決書公開に向けた取組等)



## 〈ラオス〉

- ・民法典リサーチペーパー作成, 民事判決書マニュアル改訂, 事実認定問題集作成
- ・法学教育・研修改善等の活動を通じた人材育成能力強化



## 〈ミャンマー〉

知財裁判制度構築や, 調停制度の普及・拡大等



## 〈インドネシア〉

ビジネス環境改善のための, 知財保護強化・法的整合性確保



## 〈バングラデシュ〉

調停人養成等の調停制度強化、裁判所における事件滞留改善に向けた事件管理強化



## 〈スリランカ〉

刑事司法実務の改善(刑事訴訟の遅延解消)

# ICD主導による活動等（主なもの）



## 〈東ティモール〉

土地関連法制度に関するセミナー，不動産登記法制・司法制度に関する共同研究等



## 〈ウズベキスタン〉

・行政手続法・行政訴訟法に関する共同研究  
・法総研と検察アカデミーとの間のMOCに基づく犯罪白書作成支援 等



## 〈モンゴル〉

商取引等に関する法律整備のための共同研究、モンゴル国立大学とのセミナー



## 〈ネパール〉

最高裁判所，国家司法学院との共催によるセミナー（民事法、刑事法）



## 〈ミャンマー〉

土地登録法制に関する共同研究，知財分野（行政取締）に関するセミナー



## 〈ラオス〉

法総研とラオス国立司法研修所との間のMOCに基づくセミナー



## 〈カンボジア〉

法総研とカンボジア王立司法学院との間のMOCに基づく教育体制強化に向けた活動



# その他の活動

## ➤ 法整備支援へのいざない

- 若い世代に法整備支援活動を紹介するとともに同活動に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的としたイベント。
- 2020年11月に実施。元長期専門家、現役の長期専門家、JICA職員の方による講演やディスカッションを通して、法整備支援の魅力や法整備支援への関わり方を紹介。

## ➤ 国際協力人材育成研修

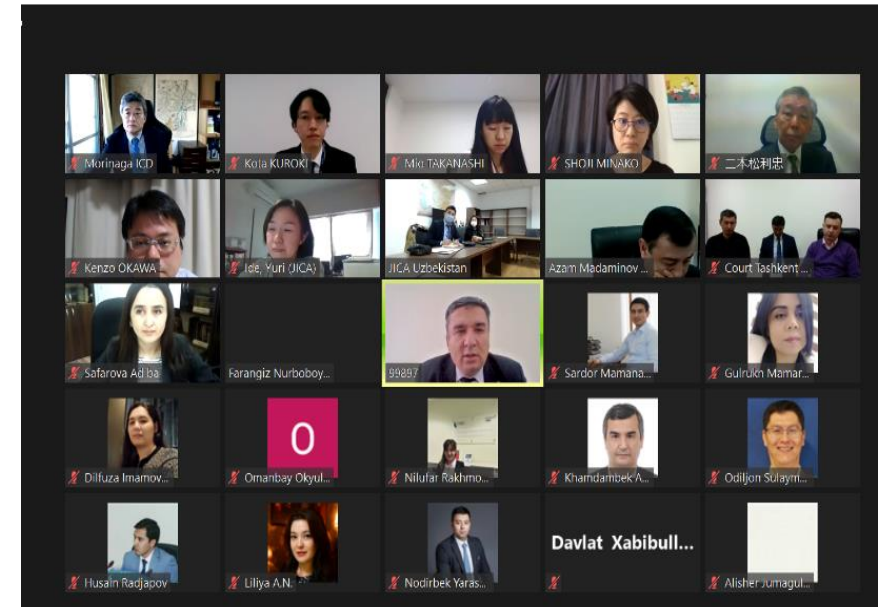
- 法務・検察職員を対象とした法整備支援に携わる人材育成のための研修事業(2009年から実施)

## ➤ アジア・太平洋法制研究会(第10回)～関西を中心とした活動

- 現在は、ジョイントベンチャー契約をテーマに、ベトナム、インドネシア、マレーシア及びタイを対象国として実施。
- 2021年3月には、シンポジウムを開催。弁護士・企業関係者等が約130名(延べ人数)参加

# Web会議システムの活用例

- 法整備支援へのいざない
- 国際協力人材育成研修
- オンラインセミナー  
(東ティモール, バングラデシュ, ネパール, ミャンマー, ウズベキスタン, ラオス, モンゴルなど)
- 本邦研修 (スリランカ)
- 国内外の大学における講義  
(大阪大学, 京都大学, 慶応義塾大学, 神戸大学, 信州大学, 名古屋大学, タシケント国立法科大学)



オンラインセミナー(ウズベキスタン)の様子



# 京都コンGRESS

法務総合研究所国際協力部及びJICAによる共催サイドイベントの実施

① 2021年3月9日

法の支配を実現するための司法アクセス強化に関する成功事例に係る講演

② 2021年3月9日

パネルディスカッション(ラオス・ネパール・ベトナムにおける司法アクセスへの取組)



サイドイベントの様子①



サイドイベントの様子②

御清聴，ありがとうございます。

法務総合研究所国際協力部





# UNAFEI（アジ研）の業務

国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）  
（法務総合研究所国際連合研修協力部）



# 概要

- 国連との協定（1961年）により翌年設立
- 国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）
- 国連犯罪防止・刑事司法会議（コンGRES）や国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）への参加と貢献
- 国連の犯罪防止，刑事司法分野の重要関心事項に配意した研修活動等



ODA予算（主にJICA予算）による，途上国の  
刑事司法実務家の能力向上支援



# 組織

- 法総研国際連合研修協力部 運営

R3年度

所長 検事（国連承認人事）

次長 検事

教官 検事，裁判官，矯正，保護，  
警察（非常勤）

専門官

LA（語学顧問）

など

# アジア研の活動：研修

- 国際研修（JICA予算）
  - ・ 刑事司法
  - ・ 犯罪者処遇
  - ・ 高官セミナー
  - ・ 汚職防止
- 地域別研修
- 国別研修

# R2活動①：研修

- 地域別研修  
グッドガバナンスセミナー  
(東南アジア汚職防止) →オンライン実施
- 国別研修  
ネパール (OAGほか)  
東ティモール (矯正局) ICD, UNODCと連携  
フィリピン (矯正, 拘置所, 保護)  
カンボジア (内務省, 司法省)  
→オンラインセミナー実施, 教材・資料翻訳等

## R2活動②：ウェビナー

- アラムナイ向けに3回実施



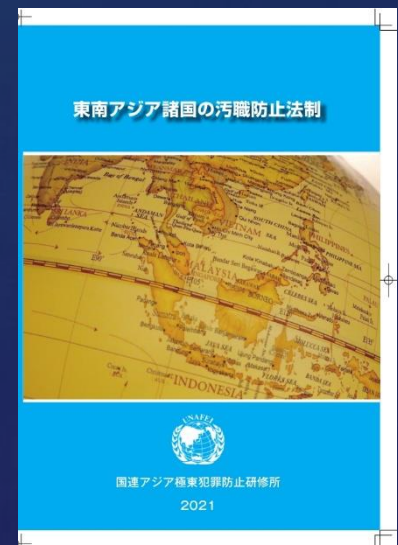
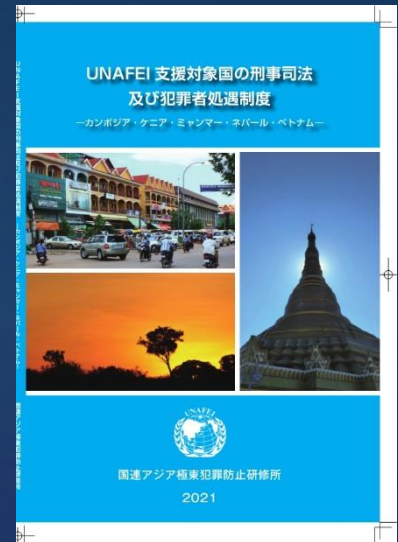
- ◆ 各国における近時の刑事司法の動向（コロナ対策含む）や研修成果の活用状況等の共有
- ◆ アラムナイネットワーク強化

# R2活動③：調査研究

- UNAFEI支援対象国の刑事司法及び犯罪者処遇制度

—カンボジア・ケニア・ミャンマー・ネパール・ベトナム—

- 東南アジア諸国の汚職防止法制



# 国際研修：今後のテーマ

## <R3年度>

- 包摂的な社会に向けた刑事司法
- 女性犯罪者の処遇
- 犯罪予防・再犯防止に向けた官民連携及び多機関連携

## <R4年度>

- サイバー犯罪 - 電子的証拠が問題となるあらゆる形態の犯罪
- 非行少年・若年犯罪者の処遇
- 刑事司法における司法アクセスの推進



# 京都コンGRES(R2.3.7~12開催)

- 再犯防止に関するワークショップ
- アンシラリーミーティング実施
  - ・ 女性犯罪者処遇
  - ・ 同窓会によるアラムナイネットワークの強化

# ワークショップ：再犯防止







# アンシラリーミーティング：アラムナイ同窓会





# 展示ブース



# ポストコンGRESとアジ研

## 京都コンGRESのフォローアップ

- 再犯防止に関する国連準則策定に積極的に関与：
  - 公式ワークショップの運営  
→ 高い専門性と人脈
- アジア地域の国際協力プラットフォームへの参加
- ユースフォーラムへの関与



# JICA

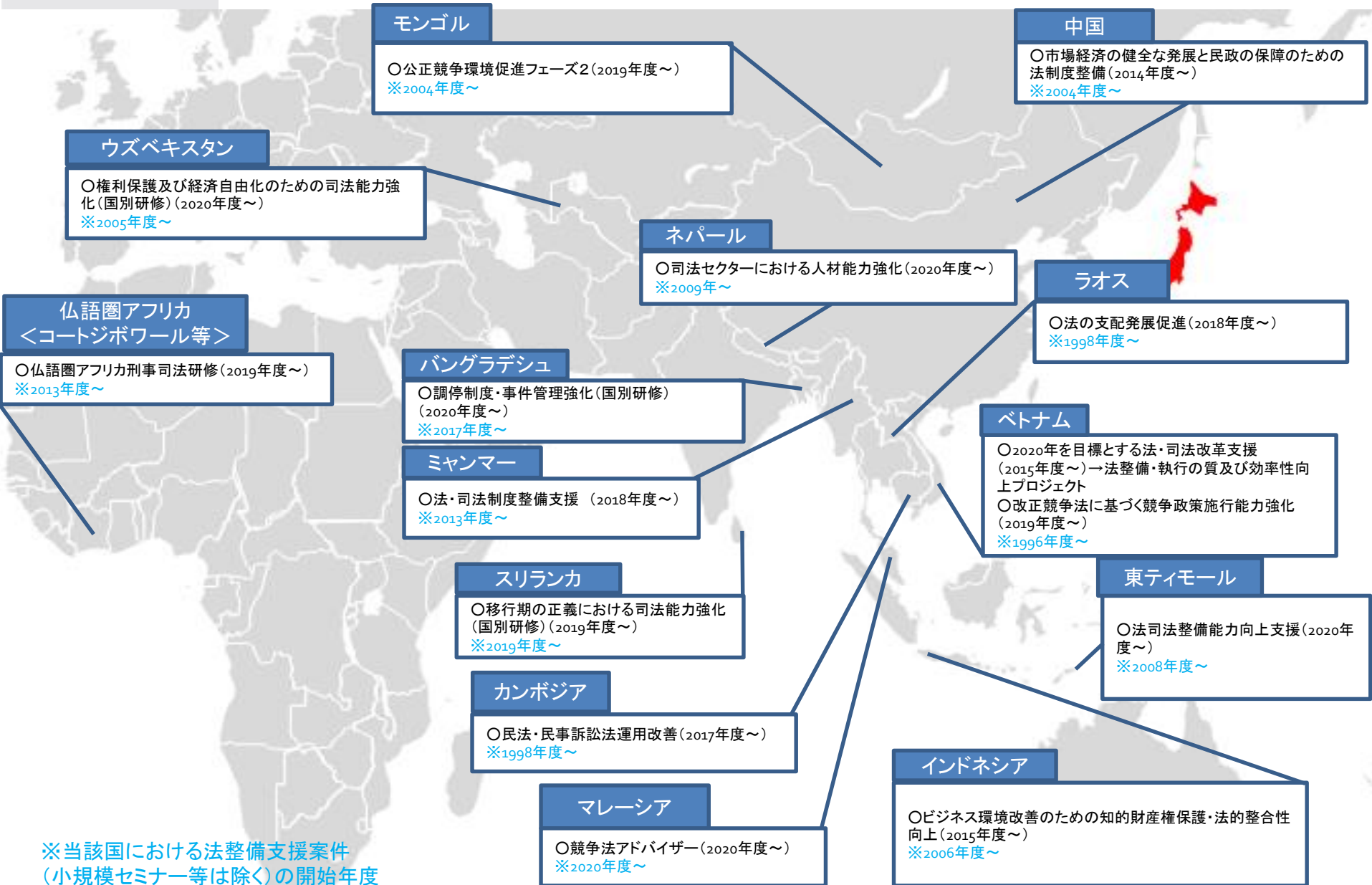
## 2020年度活動報告及び 2021年度活動計画

JICAガバナンス・平和構築部  
小林 洋輔

## 1. 全体状況

## 2. 特記すべき取組事例等

# 2020年度に実施した法整備支援案件 (技術協力プロジェクト／個別案件)



※当該国における法整備支援案件  
(小規模セミナー等は除く)の開始年度

## 1. 全体状況

- ①長期専門家一時退避
- ②本邦研修見合わせ→遠隔での代替等
- ③オンラインによる案件立ち上げ

## 1. 全体状況

### ①長期専門家一時退避

- ・ インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス、中国、モンゴル、ネパール

→オンラインでのWG活動等による事業の継続

## 1. 全体状況

### ②本邦研修見合わせ→遠隔での代替等

#### 【課題別研修】

司法アクセス、国際公法、競争法

#### 【国別研修】

スリランカ刑事司法、ベトナム競争法、モンゴル競争法

#### 【その他教材作成・オンラインセミナー】

UNAFEIセミナー、刑訴映像教材、ミャンマー調停人育成、ウズベキスタン民訴、カンボジア執行官法WS、東ティモール土地法等

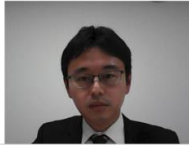


Lecture

## FAQ

### ➤ What if parties can not reach an agreement?

- The mediation proceedings will end in an "order in lieu of mediation" (civil mediation) or "ruling in lieu of mediation" (domestic relations mediation), or unsuccessful mediation. In addition, the petitioner may withdraw his/her petition.
- If a mediation is unsuccessful or an objection is raised to an order/ruling in lieu of mediation, the proceedings will move on as follows:
  - Cases referred from litigation
    - Automatically return to an original litigation
  - Domestic relations cases in "Appended table 2" (ex. change of a person with parental authority, claim for child support, division of estates etc.)
    - Automatically proceed to an adjudication procedure
  - Civil cases and other domestic relation cases (ex. divorce, dissolution of adoption etc.)
    - No further automatic procedure
    - The parties may voluntarily file a lawsuit.



၂ယောက်လုံးကအခုလိုပြောပြပေးသွားတဲ့အထဲကမတူတဲ့အချက်တွေကိုအစီအစဉ်ကကျလုပ်လိုက်ရင်၊



(上段) 作成した調停ビデオ教材

(下段) バングラデシュ調停オンラインセミナー実施中の様子 (ロールプレイング場面)



## 1. 全体状況

### ③オンラインによる案件立ち上げ

- ・インドネシア「ビジネス環境改善のためのドラフター  
の能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」

- ・事業目標

「インドネシアにおいて、法令間の整合性確保にかかるドラフターの能力向上のための研修内容の改善及びビジネス関連事件にかかる裁判官向けの研修や執務参考資料の整備を行うことにより、ドラフターの法案の起草及び審査能力が向上するとともに、インドネシアにおけるビジネス関連事件の判決の論理性向上や裁判手続の改善を図り、もってビジネス界における法的な予見可能性改善に寄与するもの。」

## 1. 全体状況

## 2. 特記すべき取組事例等

- ①ベトナムにおける関係機関との連携
- ②ラオスにおける留学生受入
- ③対中国ODA終了
- ④スリランカ、バングラデシュにおけるバックログ解消に向けた取組
- ⑤京都コンGRES
- ⑥法整備支援に関する英文書籍の発刊

## 2. 特記すべき取組事例等

### ① ベトナムにおける関係機関との連携

- ・ 2020年12月、投資・ビジネスの活性化に向けて、渉外分野での日本・ベトナムの弁護士交流を図るべく、ベトナム弁護士連合会・ベトナム国際商事弁護士クラブと、日弁連・ベトナム日本商工会議所・公益財団法人国際民商事法センターが、交流促進のためのセミナーを開催（JICAは触媒的な役割）。
- ・ 新規プロジェクトにおいてもこうした幅広いステークホルダーとの連携・プラットフォームの構築を推進する予定。



日越ビジネスローヤーズセミナーの様子



## 2. 特記すべき取組事例等

### ②ラオスにおける留学生受入

- ・プロジェクトとの連携を念頭においた留学生2名の受入を慶應義塾大学にて開始。
- ・2021年度はラオスに加え、ベトナム（名古屋大学）、2022年度以降はさらにカンボジア等も対象に、プロジェクトの連携の下での留学生受入を拡充予定。より幅広い大学との連携も模索。

## 2. 特記すべき取組事例等

### ③対中国ODA終了

- ・ 対中国の法整備支援の終了（2021年3月末）
- ・ 2021年1月には「民法典制定・専利法改正セミナー」を開催



## 2. 特記すべき取組事例等

### ④スリランカ、バングラデシュにおけるバックログ解消に向けた取組

- ・ 上述の遠隔研修等を通じて、バックログ解消に向けた取組を継続
- ・ スリランカにおいては、刑事訴訟の公判前整理手続に関する法案の作成に先立つ時機を得たインプット

## 2. 特記すべき取組事例等

### ⑤ 京都コンGRES

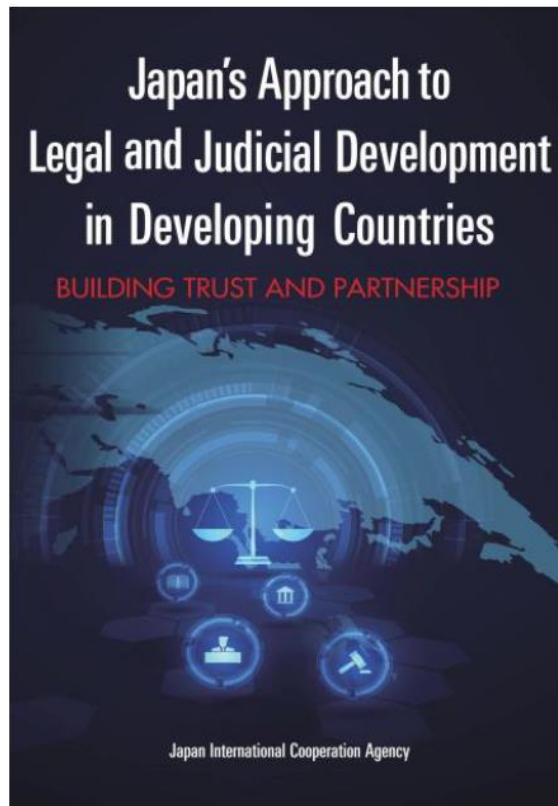
- ・ 司法アクセスをテーマとしたサイドイベントの共催（ICDが統括）

- ・ 課題別研修の拡充（2021年度～）

「包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処」

## 2. 特記すべき取組事例等

### ⑥ 法整備支援に関する英文書籍の発刊



<https://japanlibrary.jpic.or.jp/books/published/29b66020b11c9a2d42d8a78de363d028332ac031.html>

1. 新型コロナへの引き続きの対応
2. 関係機関との連携強化
3. その他

## 1. 新型コロナへの引き続きの対応

①遠隔研修のさらなる拡充

②オンラインによる案件形成

③コロナを念頭においた新たな活動

・ アフリカ司法アクセスにかかる調査では  
弁護士マッチング・アプリのパイロット等  
を実施

## 2. 関係機関との連携強化

- ① ベトナム、カンボジア、ラオス等
  - 各ステークホルダーによる協力との連携
- ② 留学生受入
  - プロジェクトと留学生受入事業の連携

## 3. その他

### ①戦略性強化

- ・ クラスターの検討

### ②TICAD8準備

- ・ アフリカ司法アクセス、ビジネス法支援にかかる調査
- ・ ケニア少年・少女の保護と更生にかかる調査
- ・ 仏語圏アフリカ刑事司法の本格始動

### ③ASEAN連携

- ・ 刑事司法、国際公法にかかる課題別研修へのASEANからの参加

### ④ビジネスと人権

- ・ 脆弱な労働者の保護にかかる調査
- ・ 外国人材の受入 (<https://jp-mirai.org/jp/>)





公益財団法人国際民商事法センター

理事長 大野恒太郎





設立 1996年

目的 アジア諸国に対する法整備支援事業を  
民間の立場から支援

アジア諸国の法制度や運用について  
相互理解を深める

会員 アジアで事業を展開する企業中心  
国際法務を営む法律事務所等



# 業務

1. 法整備支援活動
2. アジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動



# 1. 法整備支援活動

国際協力機構(JICA)の委託

法務総合研究所国際協力部等が行う法整備支援活動を側面から支援

なお、法整備支援のいざない等のイベント



## 2. アジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動

国際的な研究会，例えば

日中民商事法セミナー

日韓パートナーシップ共同研究

## 2. アジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動

国内の研究会，例えば

アジア・太平洋民商事比較法制研究

アジア・ビジネス・ロー・フォーラム  
(A B L F)

## 財団の活動の特色

民間の機関であるという身軽さ

政府、公的諸機関，弁護士会，大学，会員  
企業等を結ぶ要（かなめ）

財団のウェブサイト等を活用した情報公開



# 名古屋大学法政国際教育 協力研究センターからの 報告

藤本亮（ふじもとあきら）  
法政国際教育協力研究センター・センター長  
名古屋大学法学研究科・教授

第22回法整備支援連絡会（2021年6月12日）

# 法政国際教育協力研究センター

Center for Asian Legal Exchange (CALE)



- 2002年文部科学省令に基づき法学分野の国際協力を推進するセンターとして設立
- アジア市場経済移行国に対して**法整備支援事業**を実施
- アジア諸国に対する法整備支援研究に関する**国内屈指のグローバルネットワーク拠点**

# CALEの役割

## Mission **アジア法研究・法整備支援研究**

**01** アジア諸国法や法整備支援理論の研究コーディネート

## Mission **法学教育支援**

**02** アジア諸国で求められている、自国の法律を自らつくり、運用できる人材の育成

## Mission **国内人材育成**

**03** アジアに精通し、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成

# 日本法教育研究センター(CJL)における教育活動

日本語による日本法教育～各国の法整備を自律的に推進できる人材育成～

## ▼ Step 1 日本語教育

現地の大学に在籍する優秀な学生20名を選抜し、現地に派遣された日本人講師や現地採用の講師が4年間（モンゴルのみ5年間）日本語教育を実施。

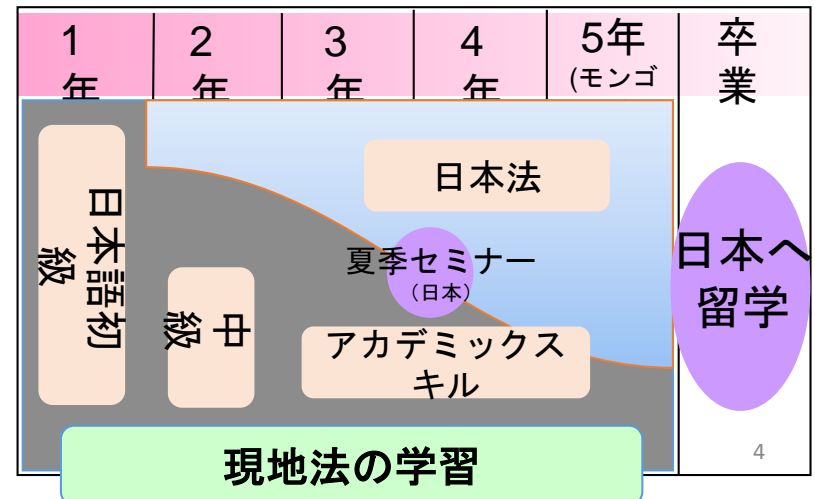


## ▼ Step 2 日本法入門

2年生の時点で日本法の基礎知識となる日本史・公民を学び、3年生以上の学生に対して、日本語による日本法講義を開講。

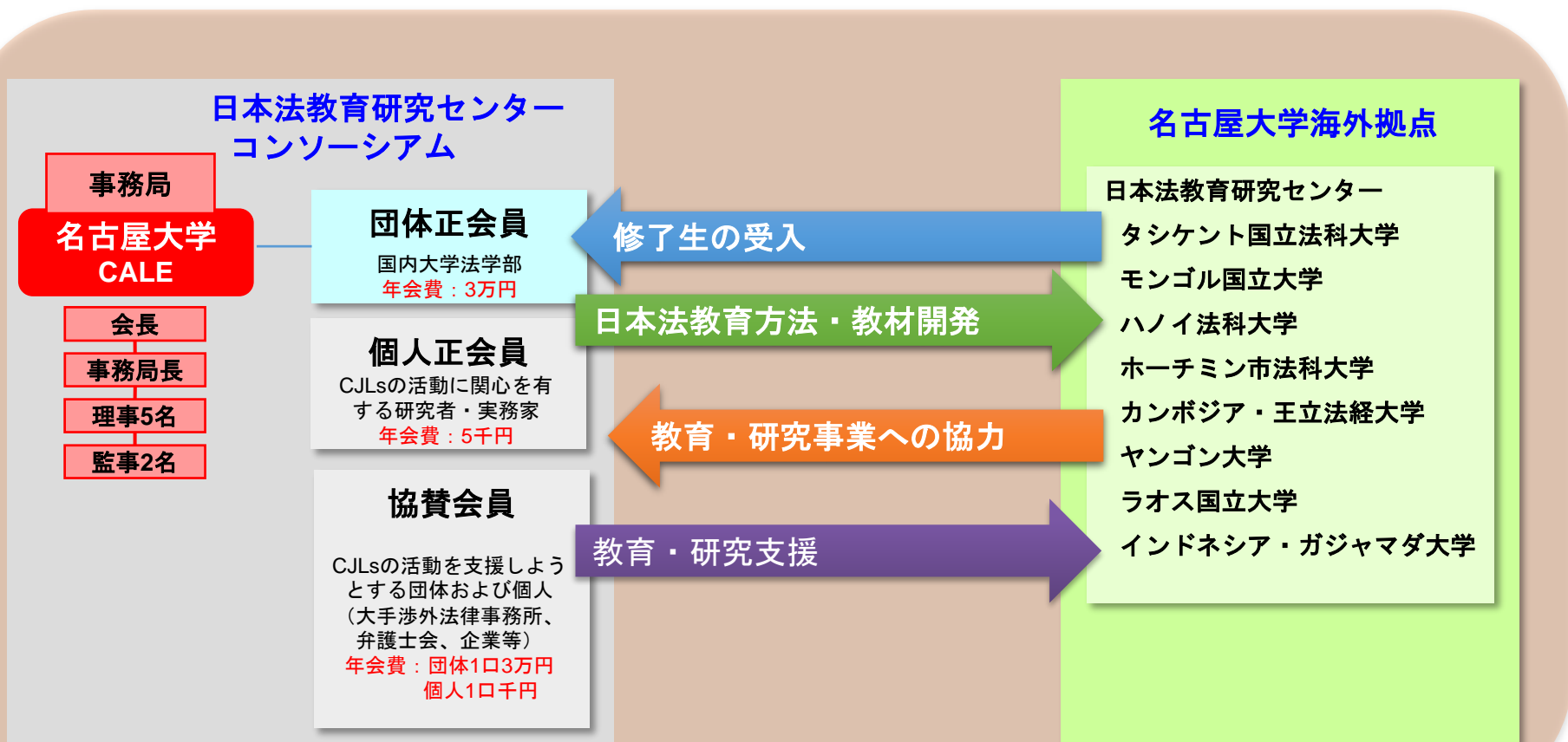
## ▼ Step 3 名古屋大学への留学

優秀な卒業生を名古屋大学大学院法学研究科へ受け入れ、研究者・高度専門人材を育成。



# 日本法教育研究センター(CJLs) コンソーシアム

本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（CALE）と共同して、ミッションポリシーに基づく日本法教育研究センター（CJLs）の事業の運営に参画する。



# 2020-2021年の研究活動概要

COVID-19による移動制約がある中、オンラインでの国際シンポジウムやセミナーを積極的に展開し、これまで以上の参加者を得ることができた。

他方、通信インフラが未整備の地域では、CJL学生がリモート授業を受けるのに困難もみられた。

## CALEが主催した国際シンポジウム

|              |   |
|--------------|---|
| 2020/5/8     | Online Workshop on “Comparative legal research, legal academic writing, and publishing research papers with peer-reviewed academic publications”（名古屋大学法学研究科/CALE/タシケント法科大学共催）   |
| 2020/8/10-11 | Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond<br>Consolidating Constitutionalism in New Democracies: Perspectives from Eurasia（遠隔開催）（タシケント国立法科大学、ウズベキスタン国立人権研究所、メルボルン大学、レーゲンスブルグ大学、ドイツ・東欧法研究所共催）（参加者のべ137名） |
| 2020/10/21   | Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond<br>"Consolidating Constitutionalism in New Democracies: Perspectives from Eurasia (II)"（遠隔開催）（参加者76名）   |
| 2021/1/14    | Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond “Judicial Independence in ASEAN: A Comparative Perspective”（遠隔開催）（15ヶ国より93名参加）  |

※Constitutionalismについての論文集を近日中にドイツから図書出版予定



# CALE外国人研究員によるレクチャー

## CALE SPECIAL SEMINAR

### Constitutional-KHMER-ism:

Khmer concepts of constitutionalism through historical and cultural trails



**H.E. TAING Ratana**

CALE Visiting Research Fellow  
Secretary General,  
Constitutional Council of Cambodia

**Date: February 20<sup>th</sup> (Thu)**

**Time: 13:00-14:30**

**Venue: Conference Room  
Asian Legal Exchange Plaza**

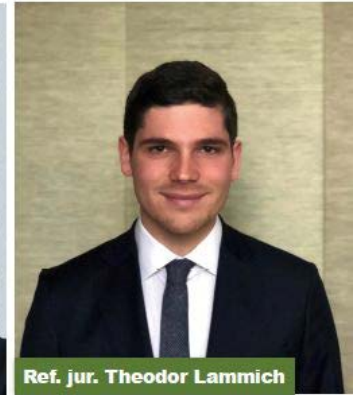
## CALE Special Lectures by Professor Eiko Ciklauri-Lammich

**Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law**

Two lectures in German with simultaneous translation into English by Ref. jur. Theodor Lammich



**Professor Eiko Ciklauri-Lammich**



**Ref. jur. Theodor Lammich**

**I. Legal Education in Germany  
(Die deutsche Juristenausbildung)  
(January 24, Friday, 13:00 - 14:30)  
ALEP Conference Room**

Legal education in Germany is largely based on the Prussian legal education of the late 19th and early 20th centuries. More than a hundred years later, more and more representatives of politics and universities are advocating a comprehensive reform. This lecture shows the basics of the two-step system, its advantages, its disadvantages, and modern approaches in times of European assimilation.

**II. The German Impact on Japanese Criminal Law  
(Der deutsche Einfluss auf das japanische Strafrecht)  
(January 27, Monday 10:30-12:00)  
ALEP Conference Room**

Especially in medicine and law, German intellectuals appeared as examples for various scientific disciplines. Even if one can not deny the impact of French and American Law, German Lawyers influenced the Japanese Law doubtlessly the most during its era of modernization. The lecture sums up the process from a German point of view.

Prof. Dr. Dr. h.c. mult. Eiko Ciklauri-Lammich (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law) focuses on areas such as "legal aspects of prevention of violence and conflicts" and "modern technologies and human rights". She also coordinates partnerships between Germany and the successor states of the former Soviet Union.



# CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」

|            |   |
|------------|---|
| 2020/9/1   | 第1回「法務省による法整備支援」（講師：森永太郎・法務省法務総合研究所国際協力部長）（遠隔開催）（参加者67名）  |
| 2020/10/19 | 第2回「私はなぜ法整備支援を始めたか—日本のボワソナードと呼ばれて」（講師：森嶋昭夫 名古屋大学名誉教授）（遠隔開催）（参加者40名）                                     |
| 2020/12/11 | 第3回「アジアで日本法を日本語で教える—日本法教育研究センター—法学講師から見た法整備支援」（講師：上地一郎・松陰大学教授、小川祐之・常葉大学講師、傘谷祐之・名古屋大学特任講師）（遠隔開催）（参加者40名） |
| 2021/2/9   | 第4回「日本法の知識を生かしたCJL修了生の活躍」（遠隔開催）（45名参加）  |
| 2021/3/2   | 第5回「法整備支援とアジア諸国法研究—ベトナム憲法改正議論を題材として」講師：鮎京正訓（愛知県公立大学法人理事長、名古屋大学名誉教授）（遠隔開催）（44名参加）                        |

## アジア法整備支援特別講座

|            |   |
|------------|---|
| 2020/11/24 | 2020第1回「ラオス憲法における政治体制」（講師：鮎京正訓 名古屋大学名誉教授）   |
| 2020/12/15 | 2020第2回「多民族国家ミャンマーの憲法」（講師：牧野絵美）（参加者11名）   |
| 2021/1/20  | 2020第3回「現代ロシアの司法制度—ソビエト時代の司法制度との比較の視点から」（講師：杉浦一孝 名古屋大学名誉教授）（24名参加）                          |
| 2021/2/10  | 2020第4回「現代ロシアの人権問題—国内法と国際法の関係の視点から」（講師：杉浦一孝 名古屋大学名誉教授）（16名参加）                               |
| 2021/5/20  | 2021第1回「名古屋大学でアジア諸国法を学ぶ—海外学生派遣の経験から」（講師：本郷あずさ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業アソシエイト）（遠隔開催）（35名参加） |
| 2021/6/17  | 2021第2回「NPOによる法整備支援：日本カンボジア法律の会の実践」（講師：塩澤一洋成蹊大学法学部教授）（遠隔開催）                                 |

## その他の講演会・シンポジウム

|            |   |
|------------|---|
| 2020/12/19 | <p>オンラインセミナー「日本法教育研究センター法学講師のキャリアとは-教育を通じたアジア諸国法律家との交流の魅力-」（遠隔開催）（参加者91名）</p> <p>上東亘（渥美坂井法律事務所外国法共同事業弁護士）CJLベトナム勤務<br/>         木本真理子（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）CJLベトナム勤務<br/>         篠田陽一郎（アルンレア法律事務所弁護士）CJLカンボジア勤務<br/>         元JICAカンボジア法整備支援長期専門家<br/>         社本洋典（辻巻総合法律事務所弁護士）CJLウズベキスタン勤務、元ウズベキスタン・ネパールJICA法整備支援長期専門家、名古屋ウズベキスタン友好協会代表理事<br/>         高尾栄治（総合解決法律事務所副代表弁護士）CJLカンボジア勤務<br/>         司会・玉垣正一郎（JICAガバナンス平和構築部・特別嘱託/弁護士）CJLカンボジア勤務</p> |
| 2021/3/18  | <p>セミナー「ミャンマー政変による日系企業へのインパクト」（講師・元JICA長期専門家弁護士）（遠隔開催）（100名参加）</p>  |
| 2021/4/18  | <p>共催・シンポジウム「Covid-19関連法改正後の市民生活と行政—理論と実務のアジア比較—」</p>   |

# CALEディスカッション・ペーパーNo. 19

## CONTENTS



Discussion Paper No.19

**Emergence and Features of  
the Constitutional Review Bodies in Asia:  
A Comparative Analysis of  
Transitional Countries' Development**

Edited by Aziz Ismatov and Emi Makino  
August, 2020

Nagoya University  
Center for Asian Legal Exchange

|  |     |
|--|-----|
| <b>FOREWORD</b> .....  | i   |
| <b>CONTENTS</b> .....  | iii |
| <b>List of Authors</b> .....   | v   |
| <b>1. Future Perspective of the Constitutional Tribunal of the Republic of the Union of Myanmar</b> .....                        | 1   |
| Justice. Hla Myo Nwe   |     |
| <b>2. The Functions and Duties of the Constitutional Tribunal of Myanmar</b> .....   | 17  |
| Khin Phone Myint Kyu   |     |
| <b>3. A Case Analysis of the Constitutional Tribunal of Myanmar</b> .....  | 27  |
| Khin Khin Oo   |     |
| <b>4. A Constitutional Review Model: The Case of Korea</b> .....   | 37  |
| Hyowon Lee   |     |
| <b>5. Constitutional Review in a Strong State: The Case of Singapore</b> .....   | 51  |
| Jaclyn L Neo and Marcus Teo  |     |
| <b>6. The Constitutional Review Models from Transitional Countries: A case of Russia</b> .....                                   | 65  |
| Fumito Sato  |     |
| <b>7. Specifics of the Late Soviet Constitutional Supervision Debate: Lessons for Central Asian Constitutional Review?</b> ..... | 77  |
| Aziz Ismatov   |     |
| <b>Workshop Program</b> .....  | 95  |





## CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange  
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

今号の記事

- 特集 アジアにおける立憲主義  
アジアにおける立憲主義の諸相  
—アジア的「文脈」とその論理— ..... 2頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授 牧野史人
- メルボルン大学ロースクールでの  
客員研究員滞在記 ..... 4頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ
- ミャンマーにて  
憲法裁判所ワークショップを開催 ..... 5頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 講師 佐野英典
- TOPICS  
セミナー「外国人材受入に関する法務」 ..... 6頁  
センター1—法律事務所 弁護士 杉田雄平
- 日本語現地講師研修 ..... 7頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 瓦井由紀
- タシケント国立法科大学教員研修  
ウズベキスタン法学教育円卓会議  
Uzbek-Japan Academic Forum ..... 8頁
- 私が体感したカンボジア ..... 9頁  
名古屋大学 法学部1年 山口寛大
- 日本とウズベキスタンとの架け橋へ ..... 10頁  
第3期司法修習生 岸本亮
- 連携企画「法整備支援シンポジウム」  
司法の汚穢について考える ..... 11頁  
名古屋大学大学院法学研究科 博士課程2年 ミアンビチ・チビナー
- 日露模擬国際商事仲裁の廣失 ..... 11頁  
名古屋大学大学院法学研究科 博士課程1年 藤田正憲
- アジア法・法整備支援研究の最前線  
ウズベキスタンにおける  
行政法分野の法整備支援の今 ..... 12頁  
名古屋大学大学院法学研究科 教授 志賀亮典
- New モンゴル便り  
モンゴルの不思議なクリスマスのルール  
—異国文化が根付くとき— ..... 14頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 八尾山希子
- センター長便り  
多くの方々に支えられている  
日本法教育研究センター（CJL） ..... 16頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 長 藤本亮
- 行事など ..... 18頁

No.44  
2020.3.31



## CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange  
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

今号の記事

- 特集 コロナ禍の法整備支援  
教育・研究の実を取り戻すために ..... 2頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授 松嶋暁
- コロナ禍とICD ..... 3頁  
法務省国際法務研究情報センター (ICD) 課長 鈴木太郎
- コロナ禍におけるベトナム法整備  
支援の現状と今後 ..... 4頁  
JICAベトナム国際法務専門家（非償還） 桂川祐広
- リモート法整備支援 ..... 5頁  
日本弁護士連合会国際文化委員会 幹事 内藤裕二
- TOPICS  
ロックダウン中のウズベキスタンで  
学生たちが「今、したいこと」 ..... 6頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 藤原祥平
- モンゴルの新型コロナウイルス対策:  
危機意識と水際対策 ..... 7頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 中村典康
- 雨ニモコロナ禍ニモマケズ ..... 8頁  
カンボジア・日本法整備研究センター 日本国総領事 レイ・ンゲ
- ベトナムのコロナ対策成功の要因  
—プーババングアの光と影— ..... 9頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 木本真智子
- COVID-19に対するミャンマー政府の対応 ..... 10頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 Misa Ma Thant
- コロナでも負けていけない!  
オンライン授業を組み込んだコース運営実践報告 ..... 11頁  
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 神谷真樹
- 法整備支援と「IT活用」 ..... 12頁  
ザマース・アール・アジアの法と社会2020を終えて ..... 12頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 岸田成之
- ウズベキスタン法学教育に関する  
大統領令とワークショップ開催 ..... 13頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 講師 牧野史人
- アジア法・法整備支援研究の最前線  
アジア諸国の建国時における国民確定の問題  
—韓国を中心に— ..... 14頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 教授 藤本亮
- センター長便り  
いかにして研究論文を書くか  
～留学生に向けた研究方法論の授業～ ..... 16頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 長 藤本亮
- 行事など ..... 18頁

No.45  
2020.9.30

## CALEの教育・人材育成の展望

- ・ 博士号取得留学生を中心に研究能力を備えた質の高い現地の教育担当者を育成すること。

## CALEの研究面での展望

- ・ 複数の研究プロジェクトを連携させつつ系統的に展開する。
- ・ 帰国留学生たちを中心とするアジア諸国の専門家を上記研究プロジェクトにも関与させる枠組の構築。

## CALEのハブ機能の課題

- ・現地で、専門職（裁判官・弁護士・検察官・政府高官／職員）として活躍する帰国留学生への継続教育/研修機会の提供とともに日本側の専門職カウンターパートナー（裁判所・法務省・弁護士会）と連携した交流

- ・さらに大学・研究機関間国際ネットワークや国際学会へさらに組織的・系統的に積極的に参画し、プレゼンスを高めることも課題。これらをベースに開催される共同研究プロジェクト、学会やシンポジウムは留学生や帰国留学生のアカデミックな活躍な場としても有効である。

CALEが加入している国際ネットワークの例（）内は幹事機関

- World Bank Global Forum on Law, Justice and Development
- ALIN (Asian Legal Information Network) -韓国法制研究院
- ASLI (Asian Law Institute) – NUS



# 第22回法整備支援連絡会 活動報告

神戸大学の留学生教育・研究交流の現場から見た20年



2021年6月12日（土）10:30~17:30

神戸大学社会システムイノベーションセンター  
副センター長・教授 金子 由芳





# 現地カウンターパート機関との法学教育・研究連携

- 神戸大学大学院国際協力研究科「制度構築論講座」を新設(2005～)
- 教育プログラムとして「開発法学プログラム」を開始
- 法務省法務総合研修所国際協力部による「法整備支援論」開講
- JICA無償資金協力 人材育成奨学計画(JDS事業)他: インドネシア、ベトナム、ラオス、ミャンマー等から政府派遣留学生の受入れ

学内外の協力者との教育・研究連携を構築  
(法整備支援に関心ある研究者や法曹)  
科研調査を通じ法整備支援ニーズを把握

現地カウンターパート機関との連携  
(司法省などの省庁や大学等)  
若手人材派遣、研究テーマの選択  
⇒次なる法整備を支える、人づくり

# ベトナム司法省・大学との教育・研究連携

- 留学生事業でベトナム司法省・人民検察院・大学(ハノイ法科大学、ダナン経済大学、ホーチミン経済法科大学他)からの若手人材
- 日本側の協力教員による科研海外学術調査 ⇒ 派遣元機関との連携



## ベトナム司法省の民法典起草関係者との研究交流

↓ 派遣留学生たちの研究テーマのフォーカス

- 民法典と土地法
- 土地使用権と土地収用補償
- 国際物品売買契約条約の適用における法解釈
- 官民パートナーシップ型事業契約の法的規制
- 二国間投資協定と投資紛争解決制度
- 環境訴訟における民法典の適用解釈
- 中小企業取引と競争法
- 知的財産権紛争と司法



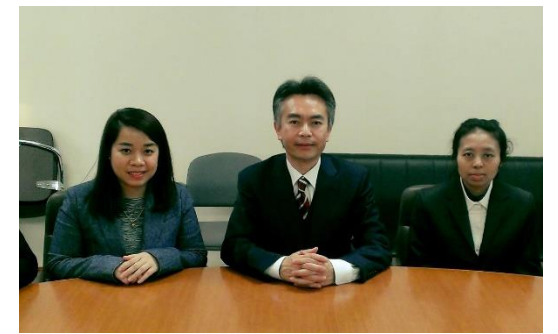


# ラオス関係省庁との教育・研究連携

## 留学生の研究テーマが明確化、修論を書く素養も

(支援の成果？人選過程の透明性) ~教育連携も組みやすい

- 首相府省：投資家国家間紛争解決
- 外務省：WTO-TRIPS協定
- 外務省：「法の支配」マスタープラン
- 外務省：投資紛争解決制度
- 司法省：倒産法
- 司法省：調停制度



知財高裁にて



特許庁/WIPOの研修



知財専門弁護士や司法修習生と交流



# ミャンマーの省庁・大学との教育・研究連携

## 留学生の意識の時間をかけた高まり

(省庁別の人選過程) ～教育連携の歩み出し

- 内務省：土地紛争解決・災害法
- 商業省/商工会議所：競争法
- 最高裁：倒産法
- 法務長官府：投資紛争解決



最高裁倒産法起草班



商業省との研究交流



内務省と被災地調査

大阪弁護士会倒産法研究会



ヤンゴン大学やダゴン大学との教育交流 (年2回)



法務長官府との研究交流



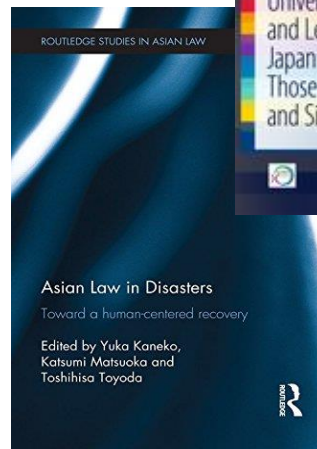
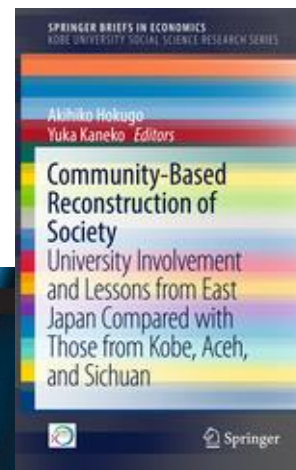
# インドネシア：大学を介した裁判所等との教育・研究交流

- 被災大学間交流～2004スマトラ津波
- ・ 災害復興支援としての和解・調停制度
- ・ シャリア法・慣習法の専門家との共著

普通裁判所の法廷



シャリア  
裁判所の  
法廷



大阪地裁にて



# アセアン経済法制比較研究—法制改革の成果検証(2019-21)

- アセアン経済共同体における貿易バランス：アセアン共同市場における貿易投資自由化が勝ち組・負け組を作らぬよう、貿易バランス化に資するCLMV諸国への日本の関与(ASEANプラス1以来のテーマ)



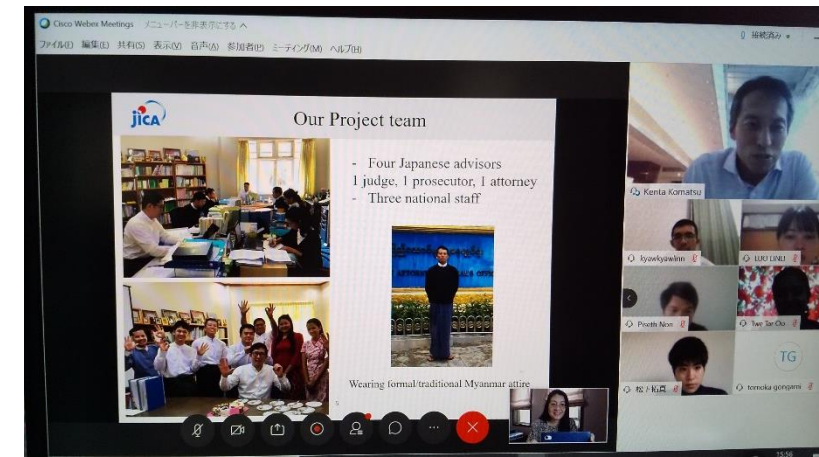
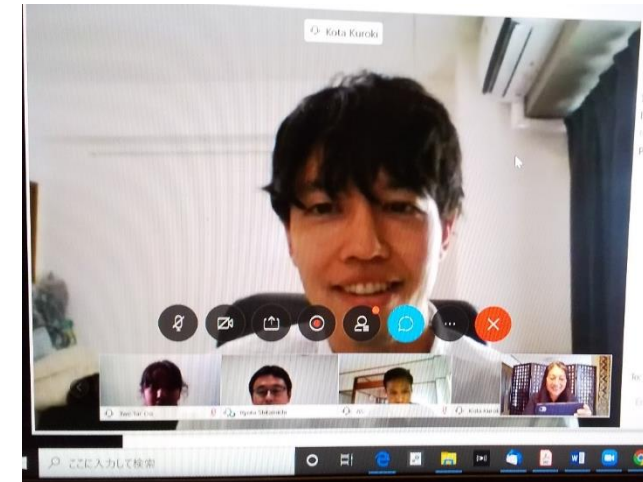
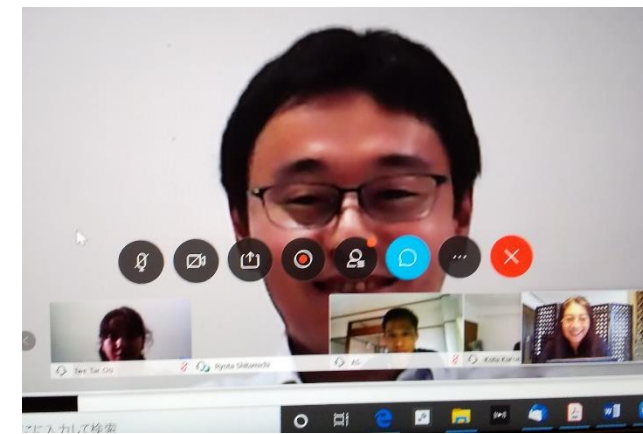
- 長期持続的・付加価値創出型の投資促進に不可欠な制度基盤の要件をブレークダウンし数値化評価：
  - 健全な企業ガバナンスを機能させる会社法・倒産法・金融文化
  - 安定的な事業活動の基盤を為す法的基盤(民法典の私権保障)
  - 持続的雇用やサプライチェーンの基盤を為す契約法・契約文化
  - 公正取引をめぐる市場内アクターの意識
  - 法政策の安定性、行政裁量を統制する「法の支配」
  - 契約履行や行政訴訟を担う公正で効率的な訴訟・ADR・執行制度

|        |               |
|--------|---------------|
| カンボジア  | 司法省           |
| インドネシア | ランプーン大学開発法研究所 |
| ラオス    | ラオス国立経済研究所    |
| マレーシア  | マレーシア大学       |
| ミャンマー  | ダゴン大学法学部      |
| フィリピン  | フィリピン大学公共政策学部 |
| タイ     | タマサート大学法学部    |
| ベトナム   | ホーチミン経済法科大学   |



# 総括：20年の関わりとこれから

- 法整備支援に入づくりの面で息長い関与（一進一退）
- 教育連携と研究連携の好循環
- 研究連携から法整備支援へのフィードバック  
世銀IMF「開発における法の役割」論にみる法的道具主義に囚われない法の本質的機能に根ざした結果評価を…
  - 法の安定性～ 法典起草支援の意義と検証
  - 法の自立性～ 法は社会規範から遊離できない
  - 法の支配/司法改革～ 権威主義下の行政裁量統制
- コロナ禍で重要性を増す教育連携協力
- コロナ禍で深まる研究連携（共同調査）



2021. 6. 12 第22回法整備支援連絡会

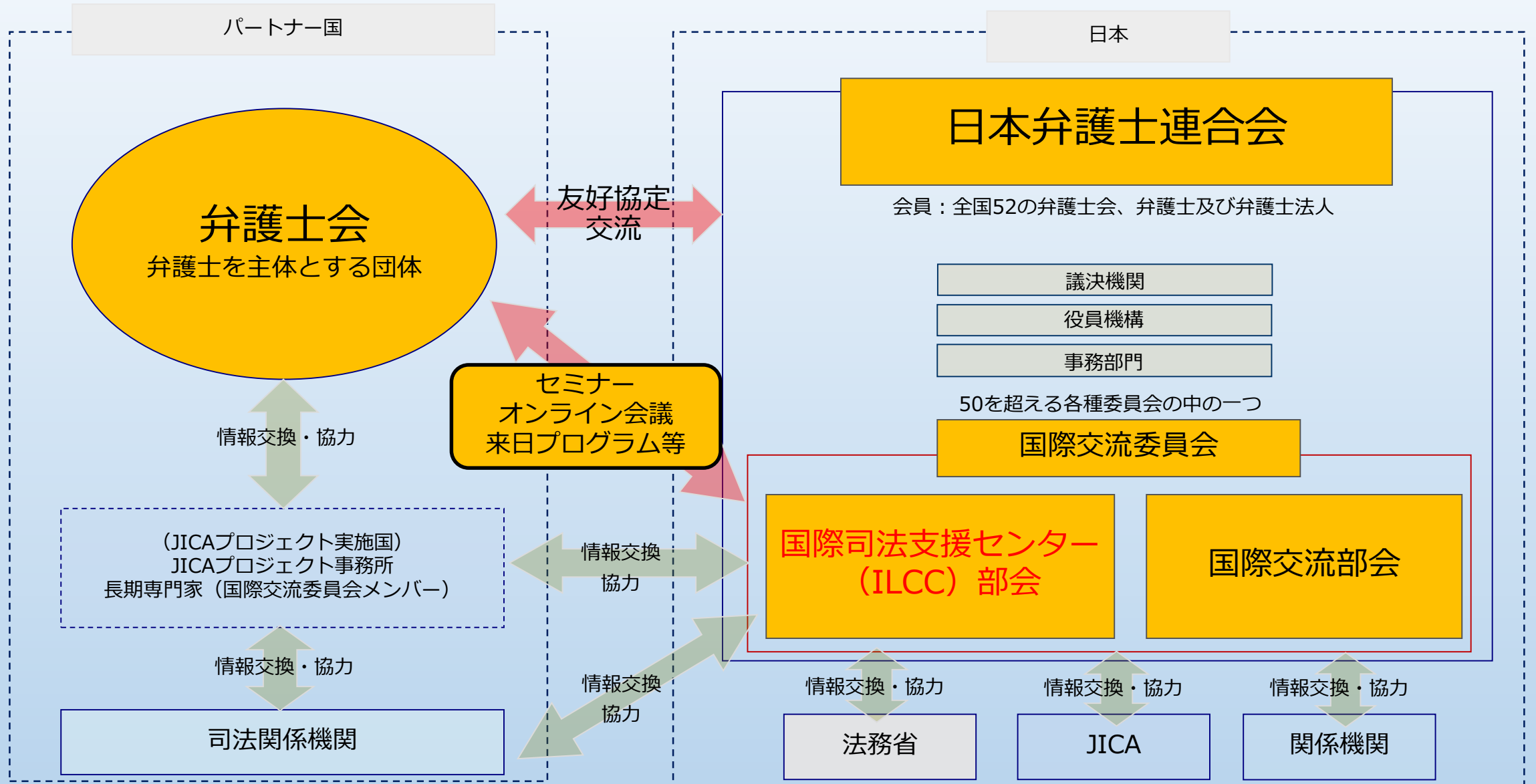
# 日本弁護士連合会の国際司法支援活動

## ～昨年度の報告と今後の予定～

日本弁護士連合会 国際交流委員会幹事 国際司法支援センター(ILCC)部会  
法務省 法務総合研究所(ICD)調査員  
弁護士 石崎明人



# 国際司法支援の実施体制



# 昨年度からの活動の概要

## ①国別の活動

《トヨタ財団助成プロジェクト》

- カンボジアPT
- ラオスPT
- ベトナムPT(※)

《個別のPT活動》

- モンゴルPT
- ※ベトナムPT

## ②横断型の活動

- JICA課題別研修PT

## ③国内向けイベント・研修

- オンラインセミナー「国際社会における法の支配と日本の弁護士の未来像」
- 次世代の国際交流・国際司法支援を担う弁護士養成研修

## 《トヨタ財団助成プロジェクトについて》

平和で豊かな暮らしのために「法」をもっと身近に一正義へのアクセスを実現する  
ための4か国の連携

Cooperation on the realization of societies where people can have  
access to justice in Vietnam, Cambodia, Laos and Japan

- ベトナム、カンボジア、ラオス及び日本が、各国の経験を共有し、相互に学び合いながら、司法アクセスを向上することが目的

<http://toyotafound.force.com/psearch/JoseiDetail?name=D19-N-0070>

※2019年11月からプロジェクト開始、2020年2月以降に各国との個別ワークショップ・6月に4国合同セミナーの開催を予定していたが・・・

# カンボジア

## 《トヨタ財団助成プロジェクトの現状》

- BACKと協議し現地セミナー開催予定。

当初は2020年10月頃から開催する予定だったが、Covid-19の感染拡大を受け後ろ倒しになっている。BAKCIは状況の改善を待ちたいとのこと。

セミナーの他にも司法アクセス促進のため一般市民向けの動画コンテンツ作成等も計画中。

# ラオス

- LBAから弁護士役割を紹介するツールを作成したいとの要望を受ける。

背景：特にリモートエリアで弁護士役割が認知されていない  
弁護士の関与がないために正義にアクセスできない事例も

（土地の強制退去など）

→ 感染症の拡大に伴って活動が縮小

《トヨタ財団助成プロジェクトの現状》

- 今年に入ってLBA執行部が交代。プロジェクトの進行につき調整中。

# ベトナム

- VBF(及びパイロット地区であるゲアン省弁護士会)から、リモートエリアに司法サービスを届けたい(SNSを通じたリモート法律相談センターの開設・運営など)との要望を受ける。

背景:ベトナムで最も面積が大きいゲアン省の西部は弁護士過疎地域であり、巡回法律相談キャラバンなどの活動を行っているが、十分ではない

→ 感染症の拡大に伴って活動が縮小

- JICA法・司法制度改革支援PJの一環として、弁護士会の能力強化を目的とする本邦研修を2009年度から実施してきたが、オンラインで実施。(※eラーニングの実施方法等)
- その他、商事弁護士クラブセミナー等

《トヨタ財団助成プロジェクトの現状》

- VBFがプロジェクトに参加するために国内手続が必要となるため調整中。



# モンゴル

- モンゴル弁護士会 (Associtaion of Mongolian Advocates) 及びモンゴル法曹協会 (Mongolian Bar AssocitaionZoom) との間で、zoomによる自主研修を企画

交流を主眼としたインフォーマルなもの

テーマは「コロナ下での弁護士の役割」とし、両国からテーマに沿ったプレゼンを行い情報交換

※2020年12月に開催を予定していたが、モンゴル国内のCovid-19発生に伴う検疫体制強化措置を受け延期の要請が来た。

現時点では開催日は決まっていない。

# ミャンマー

- 現在具体的な動きなし
- ※Bar Councilに弁護士が民主的に関与できるようになった

# JICA課題別研修

- 案件名 課題別研修「司法アクセス強化」

Knowledge Co-Creation Program on Enhancement of Access to Justice

- 研修期間 2021年1月6日～2月9日(全8回)

- 研修員人数 10人

- 割当国、対象機関(資格要件)

カンボジア, コートジボワール, ラオス, マラウイ, ウズベキスタン, ミャンマー, 南スーダン, タンザニア, モルドバ(9か国)

自国の司法アクセスの現状・課題に関心を持ち, 司法アクセス制度の制度設計に関与できる者(司法省、裁判所、弁護士会等)

各国1名、ミャンマーより2名、ミャンマーよりオブザーバー1名参加

# JICA課題別研修

①導入フェーズ: カントリーレポート作成

②準備フェーズ: オンデマンドVTR視聴

③コアフェーズ: ライブセッションによる講義・議論に参加する。

1日目: コースオリエンテーションと日本の司法制度の概要

2日目: カントリーレポート

3日目: 司法アクセスに関する理論と国際的潮流

4日目: 日本の法律扶助の主要機関である法テラスの概要

5日目: 民事法律扶助の発展の歴史

6日目: 刑事法律扶助の発展の歴史

7日目: 展開事例(コートジボワール支援)の紹介と全体質疑、アクションプラン作成ガイド

8日目: アクションプラン発表

- 2021年3月23日

## 「国際社会における法の支配と日本の弁護士の未来像」

第一部：基調講演 テーマ「国際社会における法の支配と法律家の役割」

登壇者 小和田 恆 氏(第22代国際司法裁判所所長)

第二部：日弁連国際交流委員会の活動報告

対象：弁護士，司法修習生，法科大学院生，法学部生等

- 2021年4月28日～7月16日(全6回)

## 「次世代の国際交流・国際司法支援を担う弁護士養成研修」

内容：日弁連の国際交流委員会の活動紹介(交流部会、ILCC部会)、

国際交流や国際司法支援の現場や関与の方法の紹介

対象：弁護士及び弁護士から紹介のあった司法修習生

ご清聴ありがとうございました。



## アジア経済研究所 活動報告 Activity Report of IDE

「ビジネスと人権：責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策」に係る  
プラットフォーム事業

IDE-JETRO Policy Proposal Research Project FY2020-2022

“Platform for Business and Human Rights:  
Responsible Business Conduct and Sustainability Policy”

---

日本貿易振興機構アジア経済研究所 新領域研究センター 法・制度研究グループ長  
山田 美和 miwa\_yamada@ide.go.jp

Director, Law and Institution Studies Group, Inter-disciplinary Studies Center  
Institute of Developing Economies, JETRO

2021年6月12日 法務省国際法総合センター国際会議場A

“Platform for Business and Human Rights: Responsible Business Conduct and Sustainability Policy”

ビジネスと人権：責任ある企業行動およびサステナビリティに関する政策提言事業

**Purpose**

- to research how Japanese business should integrate human rights respect and advance human rights due diligence in their core operations including supply chains and what are effective policy measures to create enabling environment for business.
- to organize seminars and workshops to promote UN Guiding Principles on Business and Human Rights and create a platform to discuss the issue among multi-stakeholders such as government agencies, companies and civil society groups.
- 日本企業のサプライチェーンで重要なアジア地域を中心に、ビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査し、企業はどのように人権尊重を企業活動の中に取り込むべきか、責任ある企業行動、責任あるサプライチェーンを実現できるか、そして日本政府としてどのような政策が必要か等について調査するとともに提言を行う。中小企業を中心とする企業が直面する課題を洗い出し、日本政府「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にもとづく国別行動計画（NAP）の実行や見直しに有効なインプットを行う。ビジネスと人権、責任ある企業行動、持続的で包括的なサプライチェーンやサステナビリティに関する議論をする場としてのプラットフォームとして研究会を運営する。

**Research**

- Responsible Supply Chains in Vehicle Parts Industry Case Studies and Challenges in collaboration with ILO
- Opportunities and challenges of Japanese companies
- Trend of development in policy measures taken by governments, including legislating mandatory due diligence in Europe
- IDE Policy Brief: アジ研ポリシー・ブリーフNo. 146 2021年4月「人権デューデリジェンスをいかに促すか——日本政府『ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）』を活用する」No. 142 2021年2月「欧州で活発化するデューデリジェンス義務化の動き」

**Multi-Stakeholders Platform**

Members: IDE-JETRO, Keidanren, Global Compact Network Japan, Japan Business Council in Europe, Human Rights Watch, Japanese Trade Union Confederation, Japanese Bar Association

Observers: METI, MHLW, FSA, etc.

Guest speakers: German Embassy, Myanmar Centre for Responsible Business, Ministry of Environment, Maersk, etc.

**Outreach**

- 「グローバル・サプライチェーンにおける責任ある労働慣行の実践と持続可能性〜タイにおける日本の自動車部品企業の事例〜」ILO駐日事務所と共催(2021年2月4日)

Webinar: Advancing Responsible Labour Practices and Sustainability in Global Supply Chains - Learning from Japanese Vehicle Parts Companies in Thailand -

- ハイレベルイベント「レジリエンス構築における責任ある企業行動の役割」EU/OECD/ILO共催における報告（2021年1月21日）

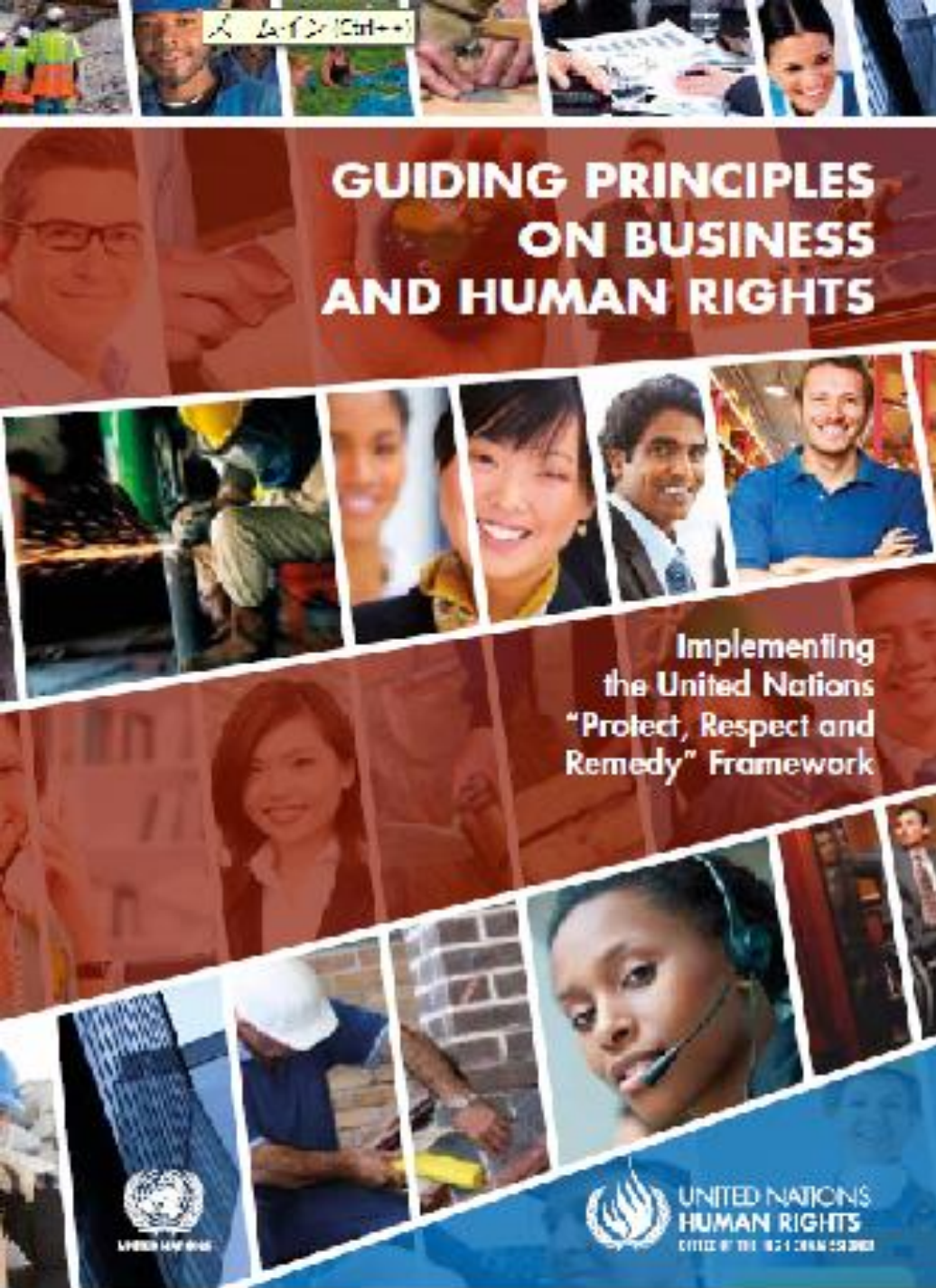
High Level Event: The role of Responsible Business Conduct in building resilience - Perspectives from Japan

- ジェトロ・メンバー会員向けオンライン講座「責任あるサプライチェーン ビジネスと人権を視座においた企業の取り組み」（12月2日～3月2日配信）

JETRO On-line seminar for members: Responsible Supply Chains

- 今年度予定：夏期講座、中小企業団体とのセミナー、国際シンポジウム等  
Under planning: IDE Summer Course on BHR, seminars with SMEs. International Symposium on BHR





## UN Guiding Principles on Business and Human Rights 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

企業活動と人権の問題の深刻化の根本原因は‘ガバナンス・ギャップ’の存在。すなわち多国籍企業などの経済的アクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできない国際社会側の能力のギャップ。それをできるだけ少なくし埋めていくことが課題。

To fill “governance gap” =the gap between the sphere of influences and the scale of impacts caused by economic actors (including enterprises), and the inability of society to properly control the negative impact therefrom.

I 人権を保護する国家の義務(1-10)

The state duty to protect human rights

II 人権を尊重する企業の責任(11-24)

The corporate responsibility to respect human rights

III 救済へのアクセス(25-31) Access to remedy

「ビジネスと人権」に  
関する行動計画  
(2020-2025)

# 日本政府「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025) National Action Plan on Business and Human Rights 2020年10月16日策定・公表 launched on 16 October, 2020

National Action Plan  
on Business and  
Human Rights  
(2020-2025)

令和2年10月  
ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議

October 2020  
Inter-Ministerial Committee on Japan's National Action  
Plan on Business and Human Rights

ビジネスと人権に関する行動計画に  
係る関係省庁連絡会議

Inter-Ministerial Committee on Japan's  
National Action Plan on Business and  
Human Rights

## 第2章 行動計画

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組

A. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デューディリジェンスの実施

<これまでの取組> 23頁

「普及・支援活動では、企業向けに、(独)日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所や・・・関係機関による調査研究を実施し、その成果を発表してきている。」

Chapter 2. Action Plan Page 23

(3) Measures of the Government Promoting Corporate  
Responsibility to Respect Human Rights

A. Measures Related to Domestic and Global Supply Chains and  
Promotion of Human Rights Due Diligence Based on the UNGPs  
(Measures taken)

In terms of awareness-raising activities and support, studies and  
research have been conducted by relevant institutions, including  
**IDE-JETRO** ...



# 日本企業の機会と課題—責任あるサプライチェーン調査結果から

## Opportunities and challenges of Japanese companies in 'Responsible Supply Chain'

- 自社のオペレーションが人権に与えるリスクについて日本企業は認識しつつあり、事業活動における人権デューデリジェンスの実施・強化が望まれる。リスクに対応することでプラスの成果を最大に。

Japanese companies are aware of risks of its operations impacts on human rights. Need to strengthen DD implementation. Maximize positive impacts by addressing risks.

- 人権尊重、経営の透明性、説明責任および建設的な労使関係を支援することで、サプライチェーン全体のレジリエンス、持続可能性、企業価値の向上につながる。

Supporting respect for human rights, transparency in management, accountability and constructive labour relations will lead to resilience, sustainability and increased corporate value through supply chains.

- 望む公的支援には、現地政府の政策や法規制に関する情報提供、企業の社会的責任、労働、環境の問題に関する現地の情報、現地政府への制度支援やキャパシティビルディングがある。企業が責任ある企業行動、人権尊重責任をはたせる環境を構築する、とくに、企業が単独では軽減できない構造的リスクに対処してほしい。

Japanese companies seek for public support including provision of information on policies, laws and regulations in the place of operation, and information on local issues relating to corporate social responsibility, labour and environments, and assistance to local governments in institution and capacity building.

Government has a role to play in creating an enabling environment for companies to practice responsible business conduct that covers human rights, labour, environmental standards and good governance. In particular, governments should address systemic risks that businesses can't mitigate on their own.



# 法整備支援と「ビジネスと人権」 Legal Technical Assistance and Business and Human Rights

## 第2章 行動計画

### (5) その他の取組

(今後行っていく具体的な措置) 29頁

#### 途上国における法制度整備支援

・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する(JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等)。【外務省、法務省】

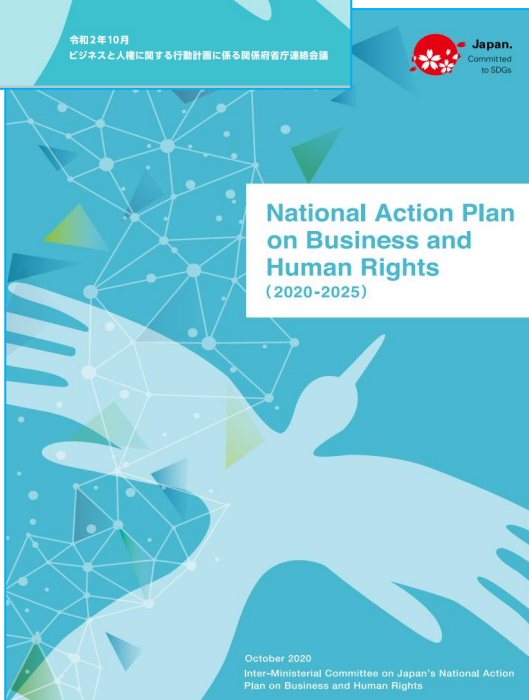
## Chapter 2. Action Plan

### (5) Other Measures

(Future measures planned) Page 29

#### Support development of legal systems in developing countries

・ Utilizing ODA and in cooperation with relevant ministries and agencies, provide assistance that ensures human rights under the rule of law and forms the foundation of free economic activities in areas that include: drafting and amendment of legislation; enhancement of capacities of and improving practice of legal and judicial institutions; capacity-building of legal professionals; and improvement of access to justice (through dispatching experts and providing training courses and seminars by JICA). [Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Justice]





相手国政府が人権保護義務をはたし、現地で操業する企業が人権尊重責任をはたせる環境  
(enabling environment)をいかに整えるか  
スマートミックスと政策の一貫性 Smart mix and Policy Coherence

---

- ▶ 「国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置のスマートミックスを考えるべきである。」(原則3 解説)

State should not assume that business invariably prefer, or benefit from, State inaction, and that should consider a smart mix of measures – national and international, mandatory and voluntary – to foster business respect for human rights. (UNGP 3 Commentary)

- ▶ 政策の一貫性＝「会社法および証券規制法、投資、輸出信用及び保険、貿易、労働を含む、国および地方レベルで企業の実務を規律する部局や機関の共通認識と合致した行動」(原則8 解説)

Horizontal policy coherence means supporting and equipping departments and agencies that shape business practices – including those responsible for corporate law and securities regulation, investment, export credit and insurance, trade and labour – to be informed of and act in a manner compatible with the Governments' human rights obligations. (UNGP 8 Commentary)

- ▶ 法整備支援は日本政府として指導原則を具現化するものであり、同時に相手国の指導原則の実行を支援する。救済へのアクセスを確保する。市民社会のスペースを確保する。

Legal technical assistance embodies Japan's state duty under UNGP and supports recipient countries in implementing UNGP as their state duty to protect human rights, ensuring access to remedy and space for civil society engagement.

---

## ご参考まで/Reference

- “Human Rights as Foundation of Stakeholder Capitalism - Policy Measures to Promote Corporate Responsibility to Respect Human Rights” Miwa Yamada, May/June 2021 Issue, *Evolving Capitalism Under the Pandemic*, *Japan SPOTLIGHT*, Japan Economic Foundation  
[https://www.jef.or.jp/journal/pdf/237th\\_Cover\\_Story\\_04.pdf](https://www.jef.or.jp/journal/pdf/237th_Cover_Story_04.pdf)
  - 「人権デューデリジエンスをいかに促すか——日本政府『ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）』を活用する」山田美和 アジ研ポリシー・ブリーフ No.146 2021年4月  
<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/Ajiken/146.html>
  - 「欧州で活発化するデューデリジエンス義務化の動き」木下由香子 アジ研ポリシー・ブリーフ No.142 2021年2月  
<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/Ajiken/142.html>
  - セミナー「グローバル・サプライチェーンにおける責任ある労働慣行の実践と持続可能性向上——タイにおける日本の自動車部品企業の事例」プログラム及び開催報告  
<https://www.ide.go.jp/Japanese/Event/Reports/20210204.html>
- Webinar: Advancing Responsible Labour Practices and Sustainability in Global Supply Chains - Learning from Japanese Vehicle Parts Companies in Thailand Programme and Summary Report  
[https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS\\_779247/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_779247/lang--en/index.htm)
- ハイレベルイベント「レジリエンス構築における責任ある企業行動の役割」プログラム及び開催報告  
High Level Event “The role of Responsible Business Conduct in building resilience - Perspectives from Japan” Programme and Report  
<https://www.rscaevents.org/hle-japan>



## ご参考まで/Reference

- 「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』行動計画(NAP)策定のその先にあるもの」山田美和 アジ研ポリシー・ブリーフ No. 138 2020年8月 <https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/Ajiken/138.html>
- 「特別授業 ビジネスと人権」「特集:基本的人権の実現 一人ひとりが輝ける世界」mundi 2020年3月号 <https://www.jica.go.jp/publication/mundi/202003/ku57pq00002lwy1-att/10.pdf>
- 政策提言研究報告書 2019年3月「グローバル市場で求められる『責任あるサプライチェーン』とは? —世界の日系企業 800 社アンケートから読み解くギャップとリスク—『日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査』より』 アジア経済研究所 [https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007\\_06.pdf](https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Research/Project/2018/pdf/2018110007_06.pdf)
- 「法制度整備支援と「ビジネスと人権に関する国連指導原則」—すべては人々の権利のために—」山田美和 ICD NEWS No.68 2016年9月号 法務省法務総合研究所国際協力部 <http://www.moj.go.jp/content/001220676.pdf>
- “Legal Technical Assistance and “United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights - All for the rights of people” Miwa Yamada, ICD News LAW FOR DEVELOPMENT, February 2017, International Cooperation Department, Reserch and Training Institute, Ministry of Justice <http://www.moj.go.jp/content/001220017.pdf>
- [【ぜひ参照ください】ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために \(A/HRC/17/31\) | 国連広報センター \(unic.or.jp\)](#)
- [責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス](#) (アジア経済研究所が日本語訳作成に協力しました)